

令和7年11月定例会

總務委員會資料  
( 總務部 )



議案第112号 秋田市部設置条例の一部を改正する件

秋田市部設置条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(部の設置)	(部の設置)
第1条 (略)	第1条 (略)
総務部 (略)	総務部 (略)
<u>企画政策部</u>	<u>企画財政部</u>
(1) <u>総合企画および調整に関すること。</u>	(1) <u>総合企画および調整に関すること。</u>
(2) <u>国際交流に関すること。</u>	(2) <u>国際交流に関すること。</u>
(3) <u>情報化に関すること。</u>	(3) <u>予算その他の財務に関すること。</u>
(4) <u>調査統計に関すること。</u>	(4) <u>電子計算処理に関すること。</u>
(5) <u>広報に関すること。</u>	(5) <u>調査統計に関すること。</u>
(6) <u>広聴に関すること。</u>	(6) <u>広報に関すること。</u>
<u>財政部</u>	
(1) <u>予算その他の財務に関すること。</u>	
(2) <u>税に関すること。</u>	
(3) <u>公共施設等の総合調整に関すること。</u>	
観光文化スポーツ部～都市整備部 (略)	観光文化スポーツ部～都市整備部 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)

## 令和8年度の組織機構（案）に係る新旧対照表

改 正 案			現 行		
部 局	課 所 室	担当・施設	部 局	課 所 室	担当・施設
(廃止)			<u>デジタル化推進本部</u>		
総務部			総務部		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>(仮称)財産管理課</u>			<u>財産管理活用課</u>
					<u>公共施設管理室</u>
					(略)
企画政策部			企画財政部		
		<u>(仮称)企画政策課</u>			<u>企画調整課</u>
					<u>財政課</u>
		<u>(仮称)選ばれるまち戦略課</u>			<u>人口減少・移住定住対策課</u>
					<u>移住相談センター</u>
					<u>情報統計課</u>
		<u>(仮称)デジタル推進課</u>			<u>情報統計課</u>
					<u>広報広聴課</u>
		<u>情報統計課</u>			<u>市民税課</u>
					<u>資産税課</u>
		<u>広報広聴課</u>			<u>納稅課</u>
					<u>特別滞納整理課</u>
		<u>まちづくり戦略室</u>			<u>地籍調査室</u>
					<u>まちづくり戦略室</u>
		<u>東京事務所</u>			<u>東京事務所</u>
財政部					
		<u>財政課</u>			
		<u>市民税課</u>			
		<u>資産税課</u>			
		<u>納稅課</u>			
		<u>特別滞納整理課</u>			
		<u>地籍調査室</u>			
		<u>(仮称)公共施設マネジメント室</u>			

議案第113号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) 附 則 1～8 (略) <u>9 令和8年1月1日から同年3月31日までの間に支給する市長の給料月額は、第3条および附則第6項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。</u>	第1条～第8条 (略) 附 則 1～8 (略)

議案第120号 秋田市議会議員および秋田市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例の一部を改正する件

秋田市議会議員および秋田市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第5条 (略) (選挙運動用ビラの作成の公営)	第1条～第5条 (略) (選挙運動用ビラの作成の公営)
第6条 候補者は、 <u>8円38銭</u> に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	第6条 候補者は、 <u>7円73銭</u> に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
第7条 (略) (選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)	第7条 (略) (選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)
第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公営)	第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公営)
第9条 候補者は、 <u>30円73銭</u> に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に <u>60万9,690円</u> を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。）に、法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	第9条 候補者は、 <u>28円35銭</u> に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に <u>58万6,905円</u> を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。）に、法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
第10条 (略) (選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)	第10条 (略) (選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)
第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>30円73銭</u> に当該選	第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>28円35銭</u> に当該選

挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額)に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第12条 (略)

挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額)に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第12条 (略)

議案第143号 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

秋田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第10条の3 (略) (通勤手当)	第1条～第10条の3 (略) (通勤手当)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>4万2,800円</u> を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員および法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) および(4) (略)	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>3万8,100円</u> を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員および法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) および(4) (略)
3～7 (略)	3～7 (略)
第11条の2～第17条の3 (略) (宿日直手当)	第11条の2～第17条の3 (略) (宿日直手当)
第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について <u>4,700円</u> を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、 <u>7,050円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。	第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について <u>4,400円</u> を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、 <u>6,600円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。
2 (略)	2 (略)
第19条～第25条の2 (略) (期末手当)	第19条～第25条の2 (略) (期末手当)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは <u>「100</u>	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは <u>「100</u>

<p>分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の<u>72.5</u>」とする。</p>	<p>「100分の70」とする。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>第26条の2および第26条の3 (略) (勤勉手当)</p>	<p>第26条の2および第26条の3 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第27条 (略)</p>	<p>第27条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6</u>月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6</u>月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100</u>分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100</u>分の50を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第27条の2～第30条 (略)</p>	<p>第27条の2～第30条 (略)</p>
<p><u>別表第1</u>および<u>別表第2</u> 別紙のとおり 以下 (略)</p>	<p><u>別表第1</u>および<u>別表第2</u> 別紙のとおり 以下 (略)</p>

改 正 案

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分 号	職務の級 俸 給 月 額	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級 7 級 8 級							
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1 197,356 198,465 199,674 200,783 201,892 203,605 205,218 206,831 208,343 210,056 211,669 213,282 214,794 216,507 218,221 219,934 221,144 222,756 224,369 225,881 227,393 229,006 230,618 232,231 233,844 235,557 236,868 238,178 239,488 240,597 241,706 242,815 243,923 244,831 245,738 246,746 247,754 248,661 249,568 250,374	円 243,923 245,234 246,645 248,056 249,467 250,878 252,289 253,701 255,112 256,321 257,632 258,942 260,151 261,361 262,570 263,780 264,889 265,998 267,106 268,215 269,122 270,130 271,138 272,146 273,154 274,061 274,867 275,775 276,581 277,387 278,194 278,899 279,605 280,411 281,218 281,822 282,528 283,334 284,443 285,451 286,459 287,467 288,475 289,483 290,491 291,801 293,111 294,321 295,530 296,841 298,050 299,260 300,268 301,477 302,687 303,997 305,308 306,316 307,323 308,331 309,440 310,650 311,758 312,968 314,077 315,387 316,697 318,008 319,217 320,528 321,838 320,312 321,222 323,148 324,448 325,457 326,455 327,270 328,803 329,084 330,135 331,718 332,508 333,853 334,097 335,503 336,365 337,376 338,368 339,981 341,392 343,106 344,819 346,432 347,641 349,557 351,270 352,883 354,395 356,007 357,620 359,233 360,946 361,034 362,761 364,575 366,389 368,463 369,177 370,724 372,235 373,949 375,763 377,376 379,089 380,501 381,811 383,021 384,432 385,540 386,448 387,455 388,463 389,270 390,803 391,084 391,890 392,605 393,761 394,578 395,293 396,591 397,451 398,140 399,853 401,466 402,180 404,591 405,492 407,413 408,824 410,034 411,243 412,251 413,360 414,569 415,678 416,787 417,492 418,198 419,508 420,113 421,222 422,625 423,135 424,044 425,959 427,874 429,689 431,503 433,317 435,132 437,339 438,559 440,070 441,582 443,094 444,606 445,917 447,227 448,436 449,646 450,956 452,267 453,476 455,492 456,298 457,105 457,710 458,314 458,919 459,524 460,229 461,036 461,439 462,145 462,649 463,052 463,455 463,858 464,261 464,564 464,866 465,168							

現 行

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分 号	職務の級 俸 給 月 額	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級 7 級 8 級							
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1 184,802 185,910 187,119 188,226 189,334 191,046 192,658 194,269 195,880 197,593 199,204 200,815 202,427 204,139 205,851 207,563 208,872 210,483 212,095 213,605 215,116 216,727 218,339 219,950 221,562 223,274 224,583 225,892 227,201 228,309 229,417 230,525 231,633 232,740 233,848 234,956 236,064 237,071 238,078 239,984	円 231,633 233,143 234,654 236,164 237,675 239,186 240,396 242,207 243,718 245,128 246,538 247,948 249,156 250,365 251,573 252,782 253,889 254,997 256,105 257,213 258,220 259,227 260,234 261,241 262,248 263,155 264,061 264,968 265,773 266,579 267,385 268,190 269,701 270,507 271,219 272,219 273,226 274,233 275,240 276,247 277,254 278,362 279,369 280,678 281,988 282,473 283,984 285,814 287,023 288,232 289,339 290,548 291,857 292,230 293,166 294,476 295,483 296,490 297,598 298,705 299,914 301,022 302,230 303,439 304,748 305,057 306,492 307,670 308,676 309,895 310,492 312,564 313,594 314,591 315,678 316,697 317,761 318,803 319,890 320,918 321,328 322,721 323,752 324,732 325,364 326,455 327,206 328,918 329,191 330,328 331,752 332,230 333,154 334,492 335,044 336,572 337,259 338,924 339,391 340,902 341,224 342,802 343,546 344,836 345,440 346,044 347,267 348,562 349,261 350,067 351,780 352,391 353,944 354,002 355,211 356,668 357,078 358,426 359,315 360,743 361,488 362,455 363,268 364,268 365,980 366,692 367,029 368,854 369,770 370,411 371,619 372,746 373,029 374,137 375,044 376,051 377,158 378,871 379,777 380,583 381,045 382,278 383,986 384,264 385,576 386,969 387,450 388,282 389,788							



90	269,525	309,440	359,938					
91	269,828	309,743	360,342					
92	270,130	310,045	360,745					
93	270,432	310,247	360,946					
94		310,448	361,249					
95		310,750	361,652					
96		311,154	361,954					
97		311,355	362,257					
98		311,658	362,660					
99		311,960	363,063					
100		312,363	363,466					
101		312,565	363,970					
102		312,867	364,373					
103		313,170	364,777					
104		313,472	365,180					
105		313,674	365,684					
106		313,976	366,087					
107		314,278	366,389					
108		314,581	366,692					
109		314,782	367,095					
110		315,085						
111		315,488						
112		315,790						
113		315,992						
114		316,193						
115		316,496						
116		316,899						
117		317,101						
118		317,302						
119		317,605						
120		317,907						
121		318,209						
122		318,411						
123		318,713						
124		319,016						
125		319,318						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,892	229,611	271,642	292,406	308,130	334,538	377,779
任期付 職員		給 料 月 額						
		円						
	1	208,343						
	2	239,488						

90	259,026	300,417	349,866					
91	259,328	300,720	350,269					
92	259,630	301,122	350,672					
93	259,932	301,324	350,873					
94		301,525	351,276					
95		301,827	351,679					
96		302,230	351,981					
97		302,432	352,283					
98		302,734	352,686					
99		303,137	353,089					
100		303,539	353,492					
101		303,741	353,995					
102		304,043	354,398					
103		304,345	354,801					
104		304,647	355,204					
105		304,849	355,707					
106		305,151	356,110					
107		305,453	356,412					
108		305,755	356,714					
109		305,956	357,218					
110		306,359						
111		306,762						
112		307,064						
113		307,266						
114		307,467						
115		307,769						
116		308,172						
117		308,374						
118		308,575						
119		308,877						
120		309,179						
121		309,582						
122		309,783						
123		310,086						
124		310,388						
125		310,690						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額							
	円 193,363	円 221,058	円 261,846	円 281,685	円 296,993	円 322,876	円 365,275	円 399,013
任期付 職員	給 料 月 額							
1	円 195,880							
2	227,201							

改 正 案

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分 号	職務の級 俸	1 級			2 級			3 級		
		給 料 月 額			給 料 月 額			給 料 月 額		
定年前			円			円			円	
再任用	1	305,600			415,600			470,300		
短時間	2	307,900			418,300			472,300		
勤務職員およ び任期付職員	3	310,200			420,900			474,200		
以外の職員	4	312,400			423,300			476,100		
	5	314,500			425,600			477,500		
	6	318,000			427,800			479,200		
	7	321,500			429,800			481,000		
	8	324,900			431,900			482,800		
	9	328,300			434,000			484,600		
	10	331,800			435,500			486,300		
	11	335,200			437,000			488,100		
	12	338,600			438,500			489,900		
	13	342,000			439,900			491,700		
	14	345,500			441,300			493,400		
	15	348,900			442,800			495,200		
	16	352,300			444,200			497,000		
	17	355,700			445,500			498,800		
	18	358,800			447,000			500,700		
	19	362,000			448,400			502,600		
	20	365,200			449,800			504,500		
	21	368,500			451,100			506,400		
	22	371,600			452,600			508,100		
	23	374,700			454,000			509,900		
	24	377,700			455,400			511,700		
	25	380,800			456,800			513,300		
	26	383,100			458,200			515,100		
	27	385,400			459,500			516,900		
	28	387,600			460,900			518,400		
	29	389,500			462,300			519,800		
	30	391,200			463,600			521,500		
	31	392,900			465,000			523,300		
	32	394,700			466,400			525,000		
	33	396,400			467,700			526,500		
	34	398,200			469,100			527,800		
	35	399,800			470,400			529,100		
	36	401,100			471,800			530,400		
	37	402,500			473,200			531,400		
	38	403,900			474,900			532,700		

現 行

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分 号	職務の級 俸	1 級			2 級			3 級		
		給 料 月 額			給 料 月 額			給 料 月 額		
定年前			円			円			円	
再任用	1	291,400			400,300			455,100		
短時間	2	293,700			403,000			457,100		
勤務職員およ び任期付職員	3	296,000			405,600			459,000		
以外の職員	4	298,200			408,100			460,900		
	5	300,300			410,500			462,300		
	6	303,800			412,700			464,100		
	7	307,300			414,800			465,900		
	8	310,700			416,900			467,700		
	9	314,100			419,000			469,500		
	10	317,600			420,500			471,300		
	11	321,000			422,000			473,100		
	12	324,400			423,500			474,900		
	13	327,800			424,900			476,700		
	14	331,300			426,400			478,500		
	15	334,700			427,900			480,300		
	16	338,100			429,300			482,100		
	17	341,500			430,700			483,900		
	18	344,600			432,200			485,800		
	19	347,700			433,700			487,700		
	20	350,800			435,100			489,600		
	21	354,000			436,500			491,500		
	22	357,100			438,000			493,200		
	23	360,200			439,500			495,000		
	24	363,200			440,900			496,800		
	25	366,200			442,300			498,400		
	26	368,500			443,700			500,200		
	27	370,800			445,100			502,000		
	28	373,000			446,500			503,600		
	29	374,900			447,900			505,000		
	30	376,600			449,300			506,700		
	31	378,300			450,700			508,500		
	32	380,100			452,100			510,200		
	33	381,900			453,500			511,700		
	34	383,700			454,900			513,000		
	35	385,300			456,300			514,300		
	36	386,700			457,700			515,600		
	37	388,100			459,100			516,600		
	38	389,600			460,800			517,900		

39	405, 300	476, 500	534, 000			39	391, 100	462, 400	519, 200
40	406, 700	478, 000	535, 300			40	392, 600	464, 000	520, 500
41	408, 200	479, 600	536, 300			41	394, 100	465, 600	521, 500
42	408, 900	480, 800	537, 100			42	394, 800	466, 800	522, 300
43	409, 500	481, 900	537, 900			43	395, 400	468, 000	523, 100
44	410, 100	483, 000	538, 700			44	396, 100	469, 100	523, 900
45	410, 900	484, 000	539, 600			45	397, 000	470, 100	524, 800
46	411, 500	484, 900	540, 400			46	397, 600	471, 100	525, 600
47	412, 100	485, 800	541, 200			47	398, 200	472, 000	526, 400
48	412, 600	486, 600	541, 900			48	398, 800	472, 800	527, 100
49	413, 100	487, 300	542, 700			49	399, 400	473, 500	527, 900
50	413, 500	488, 000	543, 500			50	399, 900	474, 200	528, 700
51	414, 000	488, 700	544, 200			51	400, 400	474, 900	529, 400
52	414, 400	489, 300	545, 100			52	400, 900	475, 500	530, 300
53	414, 800	489, 900	546, 000			53	401, 400	476, 200	531, 200
54	415, 100	490, 600	546, 800			54	401, 800	476, 900	532, 000
55	415, 400	491, 200	547, 700			55	402, 200	477, 500	532, 900
56	415, 800	491, 800	548, 600			56	402, 600	478, 100	533, 800
57	416, 100	492, 100	549, 400			57	403, 000	478, 400	534, 600
58	416, 500	492, 700	550, 200			58	403, 400	479, 000	535, 500
59	416, 800	493, 300	551, 000			59	403, 800	479, 700	536, 400
60	417, 200	494, 000	551, 700			60	404, 200	480, 400	537, 100
61	417, 600	494, 400	552, 500			61	404, 600	480, 800	537, 900
62	417, 900	495, 000	553, 400			62	405, 000	481, 400	538, 800
63	418, 200	495, 700	554, 300			63	405, 400	482, 100	539, 700
64	418, 500	496, 400	555, 200			64	405, 800	482, 800	540, 600
65	418, 800	496, 800	556, 000			65	406, 100	483, 200	541, 400
66		497, 400	556, 900			66		483, 800	542, 300
67		498, 000	557, 800			67		484, 400	543, 200
68		498, 500	558, 700			68		484, 900	544, 100
69		499, 000	559, 500			69		485, 400	544, 900
70		499, 500	560, 400			70		485, 900	545, 800
71		500, 000	561, 300			71		486, 400	546, 700
72		500, 500	562, 200			72		486, 900	547, 600
73		500, 900	563, 000			73		487, 300	548, 400
74		501, 400				74		487, 800	
75		501, 800				75		488, 200	
76		502, 200				76		488, 700	
77		502, 700				77		489, 200	
78		503, 300				78		489, 800	
79		503, 800				79		490, 400	
80		504, 200				80		490, 800	
81		504, 700				81		491, 300	
82		505, 300				82		491, 900	
83		505, 900				83		492, 500	
84		506, 400				84		493, 000	

	85		506,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円 342,000		

	85		493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円 327,800		

改 正 案

イ 医療職給料表(2)

職員の区分 号	職務の級 俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894	375,259						
	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305	376,973						
	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716	378,586						
	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127	380,198						
	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538	381,710						
	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151	383,323						
	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663	384,936						
	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175	386,548						
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586	388,161						
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199	390,177						
	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710	392,193						
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222	394,209						
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634	395,620						
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246	397,333						
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758	399,047						
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270	400,760						
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782	402,474						
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395	403,986						
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007	405,498						
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519	407,010						
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830	408,320						
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342	409,630						
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854	410,941						
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365	412,049						
	25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777	413,158						
	26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289	414,267						
	27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800	415,376						
	28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212	416,484						
	29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623	417,291						
	30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235	418,097						
	31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647	418,803						
	32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158	419,609						
	33	249,064	274,061	302,687	327,684	376,368	420,012						
	34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477	420,617						
	35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686	421,121						
	36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795	421,524						
	37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803	421,927						
	38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609	422,129						
	39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517	422,431						
	40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625	422,734						

現 行

イ 医療職給料表(2)

職員の区分 号	職務の級 俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236	363,260						
	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646	364,973						
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056	366,584						
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466	368,195						
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876	369,807						
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487	371,418						
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998	373,029						
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508	374,641						
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019	376,252						
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630	378,266						
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141	380,280						
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652	382,295						
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162	383,705						
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774	385,417						
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284	387,129						
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795	388,841						
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306	390,553						
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917	392,064						
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528	393,574						
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039	395,085						
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348	396,394						
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859	397,703						
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370	399,013						
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880	400,120						
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391	401,228						
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902	402,336						
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412	403,444						
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822	404,552						
	29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232	405,357						
	30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843	406,163						
	31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354	406,969						
	32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865	407,774						
	33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073	408,177						
	34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181	408,781						
	35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390	409,285						
	36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497	409,688						
	37	240,495	266,277	296,087	321,567	369,504	410,091						
	38	241,301	267,082	297,094	322,876	370,310	410,292						
	39	242,106	267,888	298,101	324,185	371,317	410,594						
	40	242,912	268,694	299,108	325,394	372,425	410,896						

41	254, 204	280, 210	310, 650	337, 058	384, 633	423, 036			41	243, 516	269, 499	300, 115	326, 300	373, 432	411, 198
42	254, 809	281, 016	311, 859	338, 268	385, 641	423, 339			42	244, 121	270, 305	301, 324	327, 508	374, 439	411, 501
43	255, 414	281, 822	312, 968	339, 477	386, 649	423, 641			43	244, 725	271, 111	302, 432	328, 717	375, 446	411, 803
44	255, 918	282, 528	314, 077	340, 687	387, 556	423, 943			44	245, 228	271, 917	303, 539	329, 925	376, 353	412, 105
45	256, 321	283, 233	315, 085	341, 594	388, 363	424, 145			45	245, 732	272, 621	304, 647	331, 033	377, 158	412, 306
46	256, 926	284, 040	316, 193	342, 602	389, 169	424, 447			46	246, 336	273, 427	305, 755	332, 040	377, 964	412, 608
47	257, 329	284, 846	317, 302	343, 610	390, 076	424, 750			47	246, 840	274, 233	306, 863	333, 047	378, 871	412, 911
48	257, 732	285, 552	318, 310	344, 517	390, 883	425, 052			48	247, 243	275, 039	307, 971	333, 954	379, 676	413, 213
49	258, 135	286, 257	319, 419	345, 424	391, 386	425, 254			49	247, 645	275, 743	309, 078	334, 860	380, 180	413, 414
50	258, 639	286, 963	320, 427	346, 331	392, 193	425, 455			50	248, 149	276, 549	310, 186	335, 867	380, 985	413, 716
51	259, 143	287, 568	321, 536	347, 339	392, 999	425, 758			51	248, 652	277, 254	311, 294	336, 874	381, 791	414, 018
52	259, 647	288, 273	322, 644	348, 246	393, 806	426, 060			52	249, 156	277, 959	312, 402	337, 781	382, 597	414, 320
53	259, 950	288, 979	323, 652	348, 750	394, 209	426, 262			53	249, 458	278, 664	313, 409	338, 284	383, 000	414, 522
54	260, 252	289, 584	324, 660	349, 657	394, 914				54	249, 760	279, 369	314, 416	339, 191	383, 705	
55	260, 555	290, 289	325, 668	350, 363	395, 620				55	250, 062	280, 074	315, 423	339, 896	384, 410	
56	260, 857	290, 894	326, 676	351, 270	396, 225				56	250, 365	280, 779	316, 430	340, 802	385, 014	
57	261, 159	291, 599	327, 583	351, 976	396, 628				57	250, 667	281, 484	317, 437	341, 507	385, 417	
58	261, 462	292, 305	328, 591	352, 278	397, 132				58	250, 969	282, 189	318, 445	341, 809	385, 920	
59	261, 764	293, 011	329, 599	352, 681	397, 737				59	251, 271	282, 894	319, 452	342, 313	386, 524	
60	262, 067	293, 615	330, 506	353, 286	398, 341				60	251, 573	283, 498	320, 358	342, 917	387, 129	
61	262, 369	294, 119	331, 413	353, 891	398, 745				61	251, 875	284, 102	321, 264	343, 521	387, 532	
62	262, 671	294, 724	332, 119	354, 596	399, 248				62	252, 177	284, 807	322, 070	344, 226	388, 035	
63	262, 974	295, 430	332, 825	355, 302	399, 752				63	252, 479	285, 512	322, 775	344, 931	388, 539	
64	263, 276	296, 034	333, 429	355, 907	400, 256				64	252, 782	286, 117	323, 480	345, 536	389, 042	
65	263, 578	296, 538	334, 034	356, 612	400, 861				65	253, 084	286, 721	324, 084	346, 240	389, 646	
66	263, 881	297, 143	334, 740	357, 116	401, 365				66	253, 386	287, 426	324, 789	346, 744	390, 150	
67	264, 183	297, 849	335, 344	357, 721	401, 970				67	253, 688	288, 131	325, 394	347, 348	390, 754	
68	264, 486	298, 453	335, 949	358, 326	402, 575				68	253, 990	288, 735	325, 998	347, 953	391, 359	
69	264, 788	299, 058	336, 554	358, 628	403, 079				69	254, 292	289, 339	326, 602	348, 255	391, 862	
70	265, 090	299, 663	336, 756	359, 132	403, 583				70	254, 594	290, 044	326, 803	348, 859	392, 366	
71	265, 393	300, 268	337, 159	359, 535	403, 986				71	254, 897	290, 749	327, 307	349, 362	392, 869	
72	265, 594	300, 873	337, 663	360, 039	404, 389				72	255, 098	291, 354	327, 811	349, 866	393, 373	
73	265, 796	301, 477	338, 268	360, 543	404, 691				73	255, 299	291, 958	328, 415	350, 370	393, 675	
74	266, 098	301, 981	338, 771	361, 047	405, 195				74	255, 601	292, 461	328, 918	350, 873	394, 178	
75	266, 401	302, 385	339, 275	361, 551	405, 599				75	255, 904	292, 864	329, 422	351, 377	394, 581	
76	266, 602	302, 788	339, 679	361, 954	406, 002				76	256, 105	293, 267	329, 825	351, 780	394, 984	
77	266, 804	303, 090	340, 283	362, 257	406, 405				77	256, 306	293, 670	330, 429	352, 082	395, 387	
78	267, 106	303, 392	340, 787	362, 559					78	256, 609	293, 972	330, 933	352, 384		
79	267, 409	303, 594	341, 191	362, 761					79	256, 911	294, 274	331, 335	352, 585		
80	267, 610	303, 896	341, 695	363, 063					80	257, 112	294, 576	331, 839	352, 887		
81	267, 812	304, 199	342, 199	363, 567					81	257, 314	294, 878	332, 343	353, 391		
82	268, 114	304, 400	342, 501	363, 869					82	257, 616	295, 181	332, 745	353, 693		
83	268, 417	304, 703	342, 703	364, 172					83	257, 918	295, 483	332, 947	353, 995		
84	268, 618	305, 005	343, 005	364, 474					84	258, 119	295, 785	333, 249	354, 297		
85	268, 820	305, 207	343, 408	364, 877					85	258, 321	295, 986	333, 652	354, 700		
86		305, 408	343, 811	365, 180					86		296, 188	334, 055	355, 002		
87		305, 610	344, 114	365, 482					87		296, 389	334, 357	355, 304		
88		305, 812	344, 416	365, 785					88		296, 590	334, 659	355, 607		

		89	306,215	344,718	366,188	
		90	306,416	344,920	366,490	
		91	306,618	345,323	366,692	
		92	306,819	345,626	366,994	
		93	307,223	345,827	367,296	
		94	307,424	346,130	367,700	
		95	307,626	346,432	368,103	
		96	307,928	346,634	368,506	
		97	308,231	346,835	369,010	
		98	308,432	347,137	369,413	
		99	308,634	347,440	369,816	
		100	308,936	347,641	370,220	
		101	309,239	347,843	370,724	
		102	309,440	348,045		
		103	309,642	348,448		
		104	309,944	348,649		
		105	310,247	348,851		
		106		349,153		
		107		349,557		
		108		349,960		
		109		350,161		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 202,900	円 229,711	円 259,345	円 273,456	円 300,167
任期付 職員		給 料 月 額				
			円 246,846			

	89		296,993	334,961	356,009	
	90		297,195	335,162	356,311	
	91		297,396	335,565	356,614	
	92		297,598	335,867	356,916	
	93		298,000	336,069	357,218	
	94		298,202	336,371	357,621	
	95		298,403	336,673	358,024	
	96		298,705	336,975	358,426	
	97		299,007	337,177	358,930	
	98		299,209	337,479	359,333	
	99		299,410	337,781	359,736	
	100		299,712	337,982	360,138	
	101		300,015	338,184	360,642	
	102		300,216	338,385		
	103		300,417	338,788		
	104		300,720	338,989		
	105		301,022	339,191		
	106			339,594		
	107			339,996		
	108			340,399		
	109			340,601		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 194,370	円 221,159	円 249,861	円 263,558	円 289,339
任期付 職員		給 料 月 額				
			円 234,150			

秋田市職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第10条の3 (略) (通勤手当)	第1条～第10条の3 (略) (通勤手当)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額	3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額および前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
4 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額） 、第2項第2号に定める額および前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等および駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
7 (略)	7 (略)
8 (略)	8 (略)
第11条の2～第25条の2 (略) (期末手当)	第11条の2～第25条の2 (略) (期末手当)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100

「100分の71.25」とする。	分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4～6 (略) 第26条の2および第26条の3 (略) (勤勉手当) 第27条 (略)	4～6 (略) 第26条の2および第26条の3 (略) (勤勉手当) 第27条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略) 以下 (略)	3～5 (略) 以下 (略)

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																																
第1条～第7条 (略) (特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等)	第1条～第7条 (略) (特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等)																																
第8条 (略)	第8条 (略)																																
2 特定期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の 2 第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1 項、第22条、第26条第2項および第27条第2項第1号の 規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職 員（」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職 員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用され た職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、「 と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは 「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、 同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは 「職員（特定任期付職員を含む。以下この条において同 じ。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは 「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中 「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の <u>127.5</u> 」とあるのは「100分の97.5」と、同条例第27条第 2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の 87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」 とする。	2 特定期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の 2 第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1 項、第22条、第26条第2項および第27条第2項第1号の 規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職 員（」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職 員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用され た職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、「 と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは 「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、 同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは 「職員（特定任期付職員を含む。以下この条において同 じ。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは 「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中 「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条例第 27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の 87.5」とする。																																
3 (略)	3 (略)																																
第9条および第10条 (略)	第9条および第10条 (略)																																
別表 特定期付職員給料表（第7条関係）	別表 特定期付職員給料表（第7条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 備</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 408,219</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>458,617</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>512,038</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>578,563</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>660,207</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>771,081</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>900,099</td> </tr> </tbody> </table>	号 備	給 料 月 額	1	円 408,219	2	458,617	3	512,038	4	578,563	5	660,207	6	771,081	7	900,099	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 備</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 394,783</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>443,124</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>495,493</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>558,940</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>638,501</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>745,254</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>870,134</td> </tr> </tbody> </table>	号 備	給 料 月 額	1	円 394,783	2	443,124	3	495,493	4	558,940	5	638,501	6	745,254	7	870,134
号 備	給 料 月 額																																
1	円 408,219																																
2	458,617																																
3	512,038																																
4	578,563																																
5	660,207																																
6	771,081																																
7	900,099																																
号 備	給 料 月 額																																
1	円 394,783																																
2	443,124																																
3	495,493																																
4	558,940																																
5	638,501																																
6	745,254																																
7	870,134																																

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第7条 (略) (特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等)	第1条～第7条 (略) (特定任期付職員に係る秋田市職員給与条例等の適用除外等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の 2 第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1 項、第22条、第26条第2項および第27条第2項第1号の 規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職 員（」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職 員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用され た職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、「」 と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは 「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、 同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは 「職員（特定任期付職員を含む。以下この条において同 じ。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは 「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中 <u>「100分の126.25」</u> とあるのは「100分の96.25」と、同 条例第27条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは <u>「100分の88.75」</u> とする。	2 特定任期付職員に対する秋田市職員給与条例第10条の 2 第1項、第13条第2項の表第19号、第17条の3第1 項、第22条、第26条第2項および第27条第2項第1号の 規定の適用については、同条例第10条の2第1項中「職 員（」とあるのは「職員（医療業務に従事する任期付職 員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用され た職員（以下「特定任期付職員」という。）を含み、「」 と、同条例第13条第2項の表第19号中「職員」とあるのは 「職員および医療業務に従事する特定任期付職員」と、 同条例第17条の3第1項中「職員が」とあるのは 「職員（特定任期付職員を含む。以下この条において同 じ。）が」と、同条例第22条中「第3条」とあるのは 「任期付職員条例第7条」と、同条例第26条第2項中 <u>「100分の125」</u> とあるのは「100分の95」と、「100分の <u>127.5</u> 」とあるのは「100分の97.5」と、同条例第27条第 2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
3 (略)	3 (略)
以下 (略)	以下 (略)

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第12条 (略)  (第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)	第1条～第12条 (略)  (第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)
第13条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回について <u>4,700円</u> を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、 <u>7,050円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。	第13条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回について <u>4,400円</u> を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、 <u>6,600円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。
2 (略)	2 (略)
第14条～第22条 (略)  (第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)	第14条～第22条 (略)  (第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)
第23条 (略)  2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納等については、給与条例第11条第2項から <u>第8項</u> までの規定の例による。	第23条 (略)  2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納等については、給与条例第11条第2項から <u>第7項</u> までの規定の例による。
以下 (略)	以下 (略)

議案第144号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (手当の支給)</p> <p>第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (手当の支給)</p> <p>第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>
以下 (略)	以下 (略)

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (手当の支給)</p> <p>第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (手当の支給)</p> <p>第7条 特別職の職員の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>
以下 (略)	以下 (略)

議案第145号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当および寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 (略)</p>

議案第146号 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 (略) 以下 (略)	第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 (略) 以下 (略)

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の170</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 (略) 以下 (略)	第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。 3および4 (略) 以下 (略)

請願・（陳情）		令和7年1月市議会提出分 （新規）・継続	
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
55	令和7年 11月25日	公共施設保有量の見直し について	
陳情の要点			左に対する措置等
<p>公共施設保有量の見直しは、第8次秋田市行政改革大綱の「取組12」として方針の作成・検討が「公共施設等最適化専門部会」で行われ、対象施設の評価も進んでいりと承知している。</p> <p>施設保有量の見直しを進めるに当たり、専門部会が今後定める方針と手順、スケジュールによって、市民の納得のいく検討と判断をお願いしたく、下記のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設保有量の見直しについては、専門部会の役割を明確にし、公正に実施すること</li> <li>2 施設の廃止に当たっては、可能な限り幅広い専門性と利害関係を反映した第三者委員会等を設置し、利用者をはじめ市民の意見を十分に踏まえて検討を行うこと</li> <li>3 唐突な廃止で市民が困らないよう配慮すること</li> </ol>			<p>当該専門部会は、本市の行財政改革に関する重要事項を実施する「秋田市行財政改革実施会議」の専門部会の一つであり、特定課題である公共施設全体の総合管理等について解決する役割として設置したものです。</p> <p>保有量の見直しについては、施設の所管部局と協議した見直しの方針案を専門部会で共有を図りながら、意見聴取を実施し、検討することとしております。</p> <p>また、検討に当たっては、議会において審査されていることを踏まえると、新たに第三者委員会を設けることは考えておりません。</p> <p>今後、その方針案については、令和8年2月市議会定例会へお示した上で、新年度には市民や利用者に対して、説明や意見聴取を行うなど、十分配慮してまいります。</p>

総務委員会資料  
令和7年12月15日  
防災安全対策課

## 秋田市危機管理対策本部の設置について

### 1 本部設置の目的

市街地を含む市内各地でクマの出没が相次ぎ、人身被害も多数発生しており、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼしていることから、市民の安全確保に万全を期すため、令和7年11月5日に秋田市危機管理対策本部（本部長：市長）を設置した。

### 2 対応事項

11月 6日 第1回秋田市危機管理対策本部会議

- ・全庁体制によるクマ出没地域パトロールの実施
- ・クマ対策（緊急情報）ホームページ等による市民への注意喚起
- ・危機管理対応データベースによる全庁での情報共有

11月13日（10月26日から行っていた）千秋公園の立入規制の解除を決定

11月28日 第2回秋田市危機管理対策本部会議

- ・第1回本部会議における指示事項への対応状況
- ・地域パトロール継続の決定

### 3 今後の対応

人身被害の防止に向けて、引き続き全庁体制で市民の安全確保に努めていく。

なお、危機管理対策本部の継続については、クマの出没状況を考慮しながら適切に判断する。

総務委員会資料  
令和7年12月15日  
財産管理活用課

## 公有財産の取扱いについて

使用目的がなくなった公有財産については、民間企業等の活用をさらに推進することで収益化を図るため、これまで各課が所管をしていたものを含め、今後、原則として財産管理活用課が一括して所管し、売却・解体の処分や貸付け等の管理を行うこととする。

### 1 実施時期等

令和8年4月1日以降、財産の状況確認と協議を経て、順次、財産管理活用課へ所管換えを行う。

### 2 廃校の取扱い

廃校については、次のとおり取扱いを見直す。

#### (1) 廃校の所管および活用の優先順位について

		見直し後	現在
所管	民間企業等が活用するもの	総務部財産管理活用課	総務部財産管理活用課
	地域が活用するもの		教育委員会総務課
活用の優先順位		①民間企業等による活用 ②行政目的による活用 ③地域による活用	①地域による活用 ②行政目的による活用 ③民間企業等による活用

#### (2) 廃校の地域活用について

民間企業等による活用が決定するまでの間は、地域での活用を可とする。

総務委員会資料  
令和7年12月15日  
公共施設管理室

## 施設保有量の見直しについて

### 1 概要

本市の公共施設については、現在、保有優先度評価を実施し保有量の見直しを図っており、機能や利用の集約、施設の複合化等により総量縮減に取り組むことで、少子高齢化や人口減少下においても、将来世代に負担を先送りすることなく、施設にかかる費用の削減と平準化を図り、公共施設サービスを持続的に提供していくことを目指している。

その見直しについては、本年度内に存続、廃止、複合化等のあり方の方針案として取りまとめ、2月定例会で示すこととしている。

### 2 保有施設の現状

秋田市公共施設等総合管理計画の基準となる平成27年度および改訂時の令和元年度と比較する。

#### (1) 総床面積の増加

平成27年度末から9年間で総床面積が約2万9千m<sup>2</sup>増加

	計画策定期 (H27年度末)	改訂時 (R元年度末)	R6年度末
総床面積	1,090,687 m <sup>2</sup>	1,100,260 m <sup>2</sup>	1,119,202 m <sup>2</sup>
増減	—	+9,573 m <sup>2</sup>	+28,515 m <sup>2</sup>

#### (2) 施設の老朽化

全体保有量のうち約7割が老朽化の目安となる築30年を経過

	計画策定期 (H27年度末)	改訂時 (R元年度末)	R6年度末
30年超	51.8 万m <sup>2</sup>	65.0 万m <sup>2</sup>	75.8 万m <sup>2</sup>
割合	47.5 %	59.1 %	67.7 %

#### (3) 施設等整備に係る歳出状況

維持・更新するための費用が高い水準

	計画策定期 (H27年度末)	改訂時 (R元年度末)	R6年度末
投資的経費	224.0 億円	143.9 億円	180.8 億円
維持補修費※	9.8 億円	7.9 億円	10.2 億円

※除排雪関係経費除く

### 3 保有優先度評価

施設の今後のあり方について、「維持」、「複合化」、「廃止」など複数の方針を定めるとともに、その実施（検討）時期を「短期」、「中期」、「長期」に分けて整理することとしている。

#### (1) 評価対象施設 181施設（詳細は別紙の1による）

◆市有施設		530施設
200m <sup>2</sup> 以下の建築物のみで形成される施設		221施設
◆200m <sup>2</sup> 超の建築物を保有する市有施設		309施設
◆評価対象施設	181施設	128施設
市民S C	(7)	小学校
コミセン	(30)	中学校
ホール等集会施設	(13)	供給処理施設 (総合環境センター等)
スポーツ施設	(17)	文化財施設
レク・観光施設	(10)	普通財産
博物館等・図書館	(9)	その他 ※
保健・福祉施設	(9)	
保育所	(6)	※比較できる施設がない (斎場等)
児童館	(31)	比較年度に改築等で休業 (佐竹史料館等)
高等学校	(3)	等
公営住宅	(24)	
産業系施設	(4)	
庁舎等	(6)	
消防施設	(12)	

#### (2) 評価方法（詳細は別紙の2による）

年度	月	評価	内 容	評価者
6	~2	1次評価	建物と機能による定量的評価	当室
6~7	3~4	2次評価	公共性、有効性、代替性の定性的評価	所管課
7	5~12	総合評価	1次評価、2次評価を踏まえ、それぞれの方針素案を作成した上でヒアリング等を実施し、方針(案)を取りまとめる	当室／ 所管課

### 4 今後の予定

年度	月	項目	内 容
7	12	11月定例会	施設保有量の見直しについて考え方の説明
	1	庁内専門部会※	方針(案)の報告、意見聴取
	2	行財政改革実施会議	方針(案)の報告
	3	2月定例会	方針(案)の説明
8	4~8	住民説明等	パネル展示等により方針(案)を説明 議会や住民説明等の意見を必要に応じて反映
	9	9月定例会	実施方針の説明

※秋田市行財政改革実施会議公共施設等最適化専門部会

## ■保有優先度評価 対象施設一覧

No	施設名	用途	施設床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	経過年数 (R6年度末)	築後30年 経過 (R6年度末)
1	茨島地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	822.60	昭和49	50	●
2	保戸野地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,093.46	平成17	19	
3	飯島南地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	738.26	平成30	6	
4	旭南地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	505.99	平成21	15	
5	檜山地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,647.84	昭和54	45	●
6	旭北地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,017.76	平成15	21	
7	八橋地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	997.80	平成10	26	
8	川尻地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	958.56	平成18	18	
9	明徳地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	944.60	平成4	32	●
10	旭川地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	766.39	昭和51	48	●
11	東地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	809.50	昭和54	45	●
12	豊岩地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	497.84	平成6	30	
13	下浜地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	520.81	昭和56	43	●
14	勝平地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	929.72	平成24	12	
15	浜田地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	466.03	平成6	30	
16	上北手地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	346.14	令和5	1	
17	大住地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,022.25	平成5	31	●
18	外旭川地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,019.39	昭和58	41	●
19	飯島地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	999.79	昭和52	47	●
20	寺内地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	655.51	昭和53	46	●
21	将軍野地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	690.41	昭和60	39	●
22	港北地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,004.71	平成7	29	
23	下新城地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	503.85	平成5	31	●
24	太平地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	630.17	平成8	28	
25	上新城地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	384.49	昭和63	36	●
26	桜地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	726.96	平成28	8	
27	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	839.40	平成8	28	
28	下北手地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	524.60	令和2	4	
29	仁井田地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	792.47	令和2	4	
30	金足地区コミュニティセンター	コミュニティセンター	555.31	令和元	5	

No	施設名	用途	施設床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	経過年数 (R6年度末)	築後30年 経過 (R6年度末)
31	南部市民サービスセンター別館	市民サービスセンター	1,632.00	平成30	6	
32	西部市民サービスセンター	市民サービスセンター	3,647.92	平成21	15	
33	南部市民サービスセンター	市民サービスセンター	2,280.32	平成26	10	
34	北部市民サービスセンター	市民サービスセンター	8,469.41	平成23	13	
35	雄和市民サービスセンター	市民サービスセンター	4,396.22	昭和63	36	●
36	東部市民サービスセンター	市民サービスセンター	2,538.98	平成27	9	
37	河辺市民サービスセンター	市民サービスセンター	3,817.02	昭和63	36	●
38	雄和南体育館	スポーツ施設	1,121.04	昭和61	38	●
39	北野田公園アリーナ	スポーツ施設	2,586.88	平成17	19	
40	勝平屋内ゲートボール場	スポーツ施設	996.28	平成3	33	●
41	屋内多目的運動場(光沼アリーナ)	スポーツ施設	1,151.55	平成9	27	
42	河辺体育館	スポーツ施設	2,204.82	昭和52	47	●
43	茨島体育館	スポーツ施設	2,322.52	昭和50	49	●
44	雄和体育館	スポーツ施設	2,570.55	昭和50	49	●
45	秋田市中高年齢労働者福祉センター	スポーツ施設	2,889.77	昭和58	41	●
46	八橋運動公園硬式野球場	スポーツ施設	4,643.02	昭和54	45	●
47	八橋球技場(あきぎんスタジアム)	スポーツ施設	1,659.99	平成16	20	
48	秋田市立体育館(CNA★アリーナ)	スポーツ施設	12,325.49	平成6	30	
49	一つ森公園	スポーツ施設	3,480.76	平成5	31	●
50	秋田市勤労者体育センター	スポーツ施設	996.56	昭和61	38	●
51	雄物川河川緑地	スポーツ施設	622.11	平成4	32	●
52	雄和花の森野球場	スポーツ施設	422.46	平成11	25	
53	八橋運動公園陸上競技場	スポーツ施設	4,924.00	平成6	30	
54	秋田市太平山スキー場	スポーツ施設	1,620.09	平成4	32	●
55	太平山リゾート公園	レクリエーション施設・観光施設	13,680.07	平成3	33	●
56	秋田市ポートタワー	レクリエーション施設・観光施設	4,602.11	平成5	31	●
57	河辺ユフォーレ公園	レクリエーション施設・観光施設	617.74	平成8	28	
58	雄和農産物加工所	レクリエーション施設・観光施設	520.53	平成5	31	●
59	雄和サイクリングターミナル	レクリエーション施設・観光施設	1,633.08	昭和59	40	●
60	雄和高尾山レクリエーション施設	レクリエーション施設・観光施設	344.55	昭和47	52	●
61	雄和観光花き栽培園	レクリエーション施設・観光施設	406.76	令和2	4	

No	施設名	用途	施設床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	経過年数 (R6年度末)	築後30年 経過 (R6年度末)
62	雄和観光交流館	レクリエーション施設・観光施設	1,447.16	平成8	28	
63	雄和ふるさと温泉	レクリエーション施設・観光施設	1,725.10	平成7	29	
64	秋田市大森山動物園	レクリエーション施設・観光施設	7,535.10	平成2	34	●
65	秋田市にぎわい交流館	ホール等	5,130.01	平成24	12	
66	秋田市民交流プラザ(専有)	ホール等	7,552.33	平成16	20	
67	秋田港振興センター	ホール等	1,513.39	平成8	28	
68	秋田市文化創造館	ホール等	2,953.75	昭和41	58	●
69	あきた芸術劇場	ホール等	9,627.56	令和3	3	
70	ふれあい交流館かわべ	集会施設	762.45	平成14	22	
71	雄和地区北部コミュニティ施設	集会施設	340.88	昭和57	42	●
72	雄和基幹集落センター(大正寺連絡所)	集会施設	468.91	昭和53	46	●
73	土崎みなと会館	集会施設	362.42	昭和60	39	●
74	将軍野高齢者学習センター	集会施設	295.89	昭和63	36	●
75	下新城交流センター	集会施設	1,677.03	昭和50	49	●
76	秋操近隣公園(泉語らいの家)	集会施設	347.44	昭和58	41	●
77	河辺岩見温泉交流センター	集会施設	602.21	平成28	8	
78	秋田市本庁舎	庁舎等	31,132.96	平成28	8	
79	秋田市保健所	庁舎等	2,970.25	平成11	25	
80	駅東事務所	庁舎等	436.57	平成7	29	
81	道路維持課(旧交通局)	庁舎等	3,735.00	昭和57	42	●
82	食肉衛生検査所	庁舎等	649.69	昭和54	45	●
83	秋田市庁舎分館	庁舎等	2,582.86	昭和52	47	●
84	商業高校	高等学校	15,362.38	昭和53	46	●
85	秋田公立美術大学附属高等学院	高等学校	3,455.54	平成6	30	
86	御所野学院高等学校	高等学校	7,171.11	平成11	25	
87	寺内保育所	保育所	810.59	昭和49	50	●
88	岩見三内保育所	保育所	600.44	平成19	17	
89	河辺保育所	保育所	1,206.54	平成21	15	
90	新波保育所	保育所	633.80	平成7	29	
91	川添保育所	保育所	724.34	昭和54	45	●
92	雄和中央保育所	保育所	573.38	昭和61	38	●

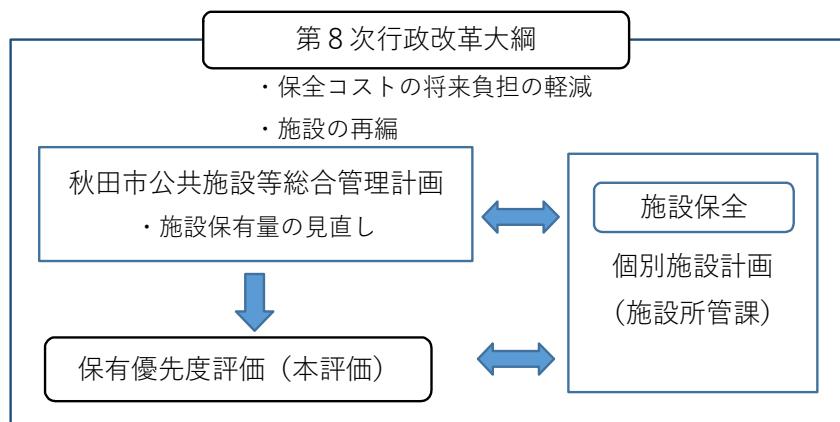
No	施設名	用途	施設床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	経過年数 (R6年度末)	築後30年 経過 (R6年度末)
93	民俗芸能伝承館	博物館等	1,348.27	平成4	32	●
94	久保田城御隅櫓	博物館等	430.36	平成元	35	●
95	秋田市立秋田城跡歴史資料館	博物館等	1,285.51	平成9	27	
96	秋田市新屋ガラス工房	博物館等	1,373.13	平成29	7	
97	土崎みなと歴史伝承館	博物館等	1,393.98	平成29	7	
98	中央図書館明徳館	図書館	4,862.43	昭和57	42	●
99	新屋図書館	図書館	1,707.31	平成10	26	
100	土崎図書館	図書館	1,603.20	平成2	34	●
101	雄和図書館	図書館	760.30	昭和60	39	●
102	秋田市消防庁舎	消防施設	4,342.02	昭和60	39	●
103	土崎消防署	消防施設	3,865.30	平成24	12	
104	城東消防署	消防施設	1,282.58	昭和54	45	●
105	秋田南消防署	消防施設	1,873.01	平成3	33	●
106	新屋分署	消防施設	772.63	昭和59	40	●
107	河辺分署	消防施設	874.02	平成27	9	
108	雄和分署	消防施設	513.96	平成28	8	
109	広面出張所	消防施設	368.74	昭和63	36	●
110	勝平出張所	消防施設	368.45	平成2	34	●
111	牛島出張所	消防施設	544.72	昭和58	41	●
112	飯島出張所	消防施設	1,175.74	平成7	29	
113	外旭川出張所	消防施設	1,170.83	平成11	25	
114	旭南市営住宅	公営住宅	15,293.81	昭和45	54	●
115	川尻市営住宅	公営住宅	14,366.60	昭和61	38	●
116	茨島市営住宅	公営住宅	1,696.80	昭和58	41	●
117	横森市営住宅	公営住宅	5,801.70	昭和48	51	●
118	手形山市営住宅	公営住宅	8,572.65	昭和49	50	●
119	広面市営住宅	公営住宅	2,475.20	昭和55	44	●
120	新屋比内町市営住宅	公営住宅	23,774.80	平成20	16	
121	新屋扇町市営住宅	公営住宅	971.91	昭和53	46	●
122	新屋日吉町市営住宅	公営住宅	3,895.48	平成元	35	●
123	牛島市営住宅	公営住宅	23,040.43	昭和59	40	●

No	施設名	用途	施設床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	経過年数 (R6年度末)	築後30年 経過 (R6年度末)
124	御所野元町市営住宅	公営住宅	5,107.12	平成3	33	●
125	牛島清水町市営住宅	公営住宅	7,113.71	平成12	24	
126	高野市営住宅	公営住宅	2,501.49	昭和53	46	●
127	四ツ谷市営住宅	公営住宅	28,530.67	平成3	33	●
128	高清水市営住宅	公営住宅	6,079.97	昭和54	45	●
129	外旭川市営住宅	公営住宅	14,542.94	昭和56	43	●
130	松渕市営住宅	公営住宅	793.15	平成3	33	●
131	松渕一般特定住宅	公営住宅	350.32	平成6	30	
132	松渕単身特定住宅	公営住宅	929.55	平成3	33	●
133	新波市営住宅	公営住宅	570.35	平成11	25	
134	糠塚市営住宅(公営)	公営住宅	330.42	平成4	32	●
135	糠塚市営住宅(その他)	公営住宅	509.08	平成3	33	●
136	糠塚一般特定住宅	公営住宅	1,024.28	平成元	35	●
137	高梨台市営住宅	公営住宅	3,345.21	平成27	9	
138	雄和児童センター	児童館等	732.84	昭和56	43	●
139	中通児童館	児童館等	252.57	平成23	13	
140	保戸野児童館	児童館等	281.55	平成24	12	
141	八橋児童館	児童館等	293.97	平成28	8	
142	広面児童館	児童館等	333.00	昭和55	44	●
143	旭川児童館	児童館等	297.00	昭和60	39	●
144	日新児童館	児童館等	257.53	昭和59	40	●
145	仁井田児童館	児童館等	240.93	昭和54	45	●
146	大住児童館	児童館等	250.23	昭和57	42	●
147	上北手児童館	児童館等	278.65	平成26	10	
148	土崎児童館	児童館等	345.46	昭和55	44	●
149	金足西児童館	児童館等	219.45	平成15	21	
150	築山児童センター	児童館等	491.06	平成13	23	
151	泉児童センター	児童館等	303.29	昭和62	37	●
152	明徳児童センター	児童館等	323.79	平成5	31	●
153	川尻児童センター	児童館等	345.08	平成19	17	
154	東児童センター	児童館等	322.34	平成8	28	

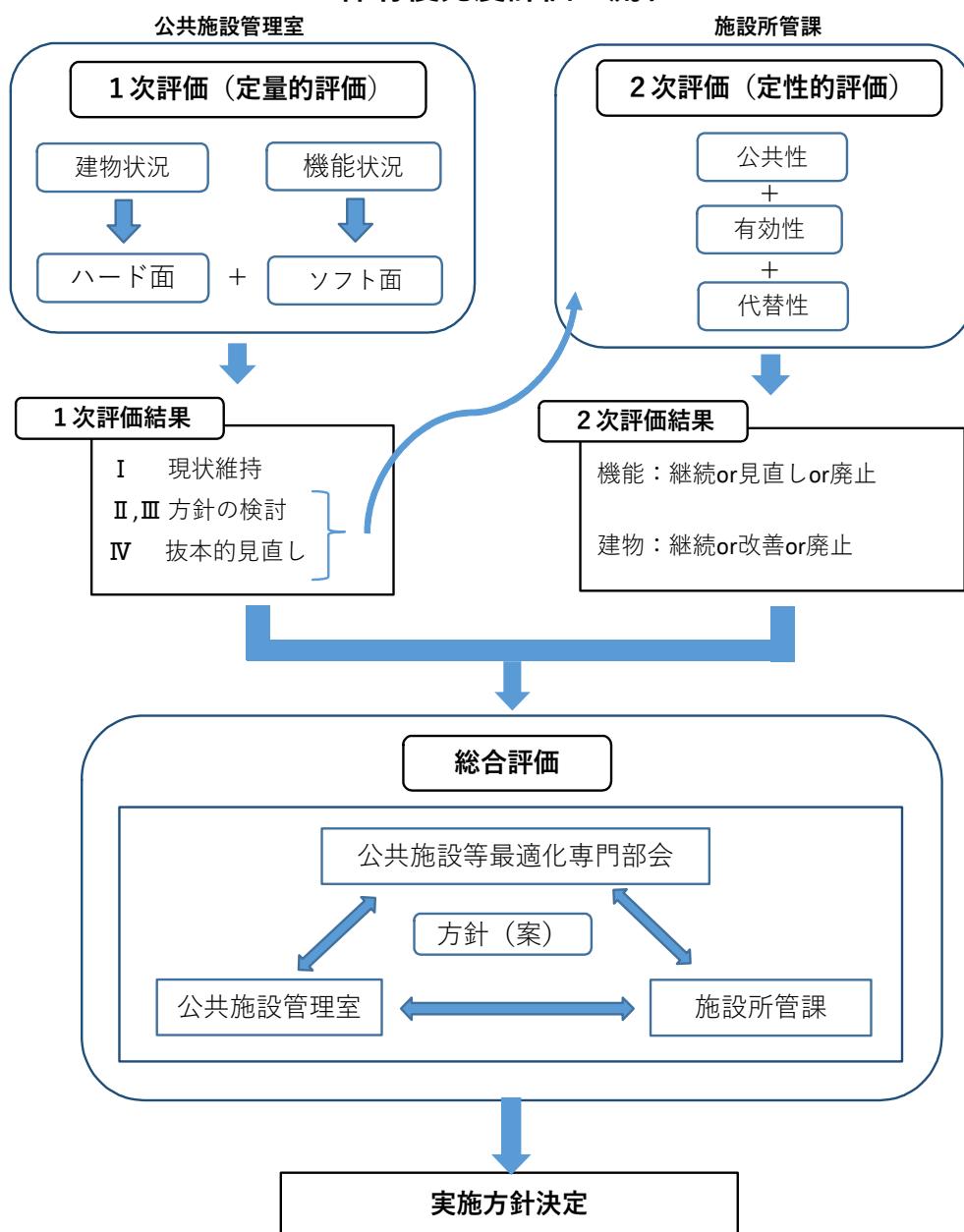
No	施設名	用途	施設床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	経過年数 (R6年度末)	築後30年 経過 (R6年度末)
155	下北手児童センター	児童館等	405.29	平成12	24	
156	桜児童センター	児童館等	462.90	平成15	21	
157	四ツ小屋児童センター	児童館等	317.99	平成3	33	●
158	牛島児童センター	児童館等	370.19	平成25	11	
159	外旭川児童センター	児童館等	361.88	平成10	26	
160	土崎南児童センター	児童館等	314.82	平成元	35	●
161	港北児童センター	児童館等	315.09	平成2	34	●
162	飯島南児童センター	児童館等	317.99	平成4	32	●
163	寺内児童センター	児童館等	313.02	平成6	30	
164	飯島児童センター	児童館等	346.12	平成8	28	
165	高清水児童センター	児童館等	454.58	平成11	25	
166	御所野児童センター	児童館等	498.14	平成27	9	
167	旭南児童館	児童館等	303.60	平成21	15	
168	勝平児童センター	児童館等	369.78	平成24	12	
169	園芸振興拠点施設	産業系施設	4,843.44	平成26	10	
170	秋田市勤労者総合福祉センター	産業系施設	10,323.91	平成4	32	●
171	秋田市職業訓練センター	産業系施設	636.00	昭和56	43	●
172	農山村地域活性化センター	産業系施設	2,768.29	平成2	34	●
173	老人福祉センター	保健・福祉施設	3,469.10	平成2	34	●
174	八橋老人いこいの家	保健・福祉施設	533.32	昭和47	52	●
175	大森山老人とこどもの家	保健・福祉施設	977.87	昭和54	45	●
176	御所野交流センター	保健・福祉施設	1,556.24	平成8	28	
177	飯島老人いこいの家	保健・福祉施設	527.40	昭和49	50	●
178	河辺総合福祉交流センター	保健・福祉施設	2,240.69	平成11	25	
179	秋田市雄和ふれあいプラザ	保健・福祉施設	297.30	平成11	25	
180	秋田市南浜地域活動支援センター	保健・福祉施設	791.01	平成8	28	
181	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター	保健・福祉施設	535.11	平成15	21	

## 【保有優先度評価の流れと考え方】

### ～保有優先度評価の位置付け～



### ～保有優先度評価の流れ～



## 1 1次評価について

### (1) 評価方法

建物（品質、ハード面）と機能（供給・財務、ソフト面）による2軸評価。施設所管課から提供されたデータ等を使用し、建物は残耐用年数・健全度・耐震性能による偏差値を算定し、機能は利用状況・コストによる施設類型ごとの偏差値を算定することにより、相対的に評価した。

#### ア 建物評価

評価項目	評価方法	点数
① 残耐用年数	{1 - (築年数 / 耐用年数(※1) × 延べ面積) / 延べ面積} × 100	～100
② 健全度	日常点検結果による算定	0～100
③ 耐震性能	新耐震基準建築物 旧耐震基準耐震補強済建築物 旧耐震基建築物	100 50 0
点 数	(① + ② + ③) / 3	～100

評価項目データの得られた全ての建築物で相対比較して偏差値を求めた。

複数棟設置施設は延べ面積による加重平均により算定

(※1) 耐用年数は個別施設計画での耐用年数

#### イ 機能評価

評価区分	評価項目・評価方法	算定方法
供給	施設の利用状況 年間利用者（利用件数、年間貸出者数等） 入居率	利用者数（利用件数、貸出者数等） 入居世帯数 / 入居可能戸数
財務	施設の収支状況 総コスト（人件費、維持管理費、運営費等）	支出 - 収入

財務および供給について、上記算定方法による令和4年度実績算定結果を施設類型ごとに相対比較して偏差値を求めた。

※類型によっては財務のみで評価

### (2) 評価対象施設

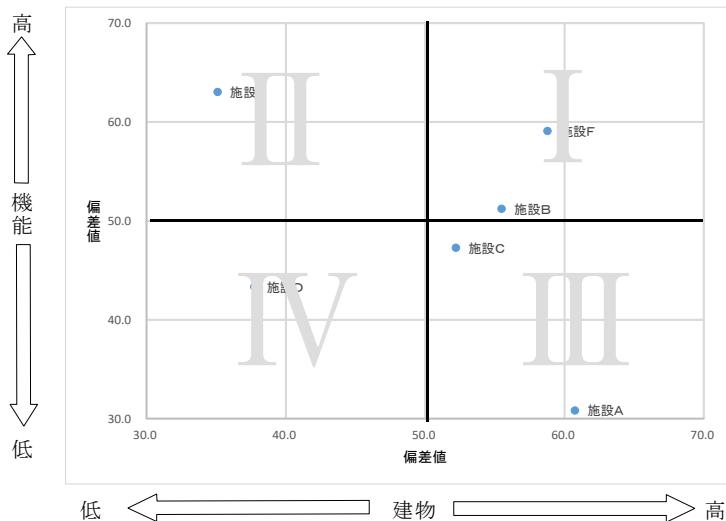
マネジメント対象施設（200m<sup>2</sup>超等の建築物を含む）とした。ただし、評価に適さない「供給処理施設」や普通財産等の「その他の財産」、既に適正配置を検討している「小・中学校」、改修による閉鎖や、その他個別の事情によりデータが得られない等、評価不能な施設については評価対象外とした。

### (3) 評価の結果

#### ア 評価結果の見方

1次評価の結果を建物（ハード）と機能（ソフト）の2軸により散布図で施設類型ごとに表示している。

## (1次評価例)



## 【評価領域】

- I 当面は現状維持
- II 建物方針等の検討
- III 機能方針等の検討
- IV 抜本的見直し

### イ 評価結果と2次評価以降の検討事項

評価領域がⅡ～Ⅳの施設は2次評価で、量や数値では判断できない公共性、有効性、代替性について、施設所管課にて評価を行う。

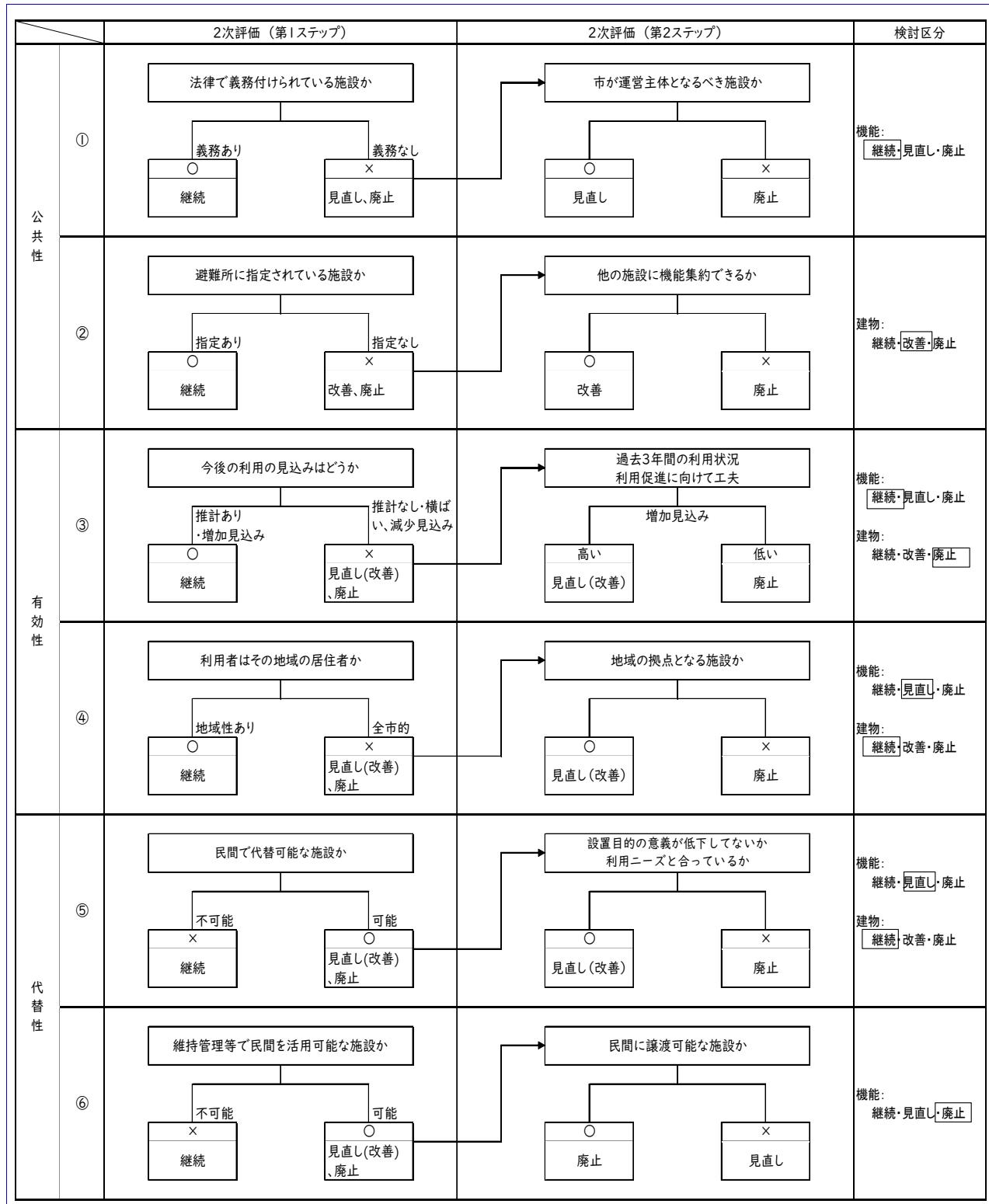
評価結果	2次評価以降の検討事項
I 当面は現状維持 建物評価 高 機能評価 高	2次評価は実施せず、当面は現状維持を基本として検討
II 建物方針の検討 建物評価 低 機能評価 高	統合、複合化による他施設への移転を優先して検討 移転不可：躯体に問題がなければ長寿命化を検討 長寿命化不可：他の施設を統合、複合化しての更新を検討
III 機能方針の検討 建物評価 高 機能評価 低	他施設の機能を統合、複合化、転用など施設サービスの強化や見直し、民間活用等による管理運営の効率化を検討
IV 抜本的見直し 建物評価 低 機能評価 低	統合、複合化による他施設への移転だけでなく、中長期的には廃止や売却も検討する

## 2 次評価について

### (1) 評価方法

2次評価は、1次評価では評価できない公共性、有効性、代替性の定性的な評価項目について、地区や施設ごとの特性や総合計画や各種計画との整合性等の指標を評価し、機能と建物のそれぞれを維持・見直し（改善）・廃止に区分評価を行う。（令和7年3～4月）

### （評価のイメージ）



## ア 評価の考え方

評価項目	評価の考え方
公共性	根拠となる法律の有無を評価する。 法律において義務付けされていない場合でも、設置の目的等が位置づけられていれば、義務づけられているとする。 また、地域の防災上必要な施設で避難所に指定されているかで評価する。
有効性	過去の利用者数を参考に、今後の利用者の見込み（少子高齢化・人口減少を踏まえ、稼働率の増加が見込まれるか）を想定して評価する。 また、利用の実態から見て、概ねどの地域の住民の利用が多いかを評価する。
代替性	同様の機能を有した民間施設や公共施設の有無を評価する。 また、指定管理者制度、業務委託など民間を活用できるかどうかを評価する。

### (2) 対象施設

1次評価で「Ⅱ 建物方針の検討」、「Ⅲ 機能方針の検討」、「IV 抜本的見直し」と評価した施設

### (3) 評価結果の扱い

各施設所管課で「継続」以外の「見直し（改善）」「廃止」の評価としたものについて、機能と建物ごとに整理する。この評価を1次評価と合わせ、公共施設管理室で総合評価（素案）を作成する。

## 3 総合評価

### (1) 評価方法

- ア 2次評価の結果を受け、1次評価の結果とともに、公共施設管理室が機能を「継続・見直し・廃止」、建物を「継続・改善・廃止」と評価した上で、方針（素案）を施設所管課へ提示する。（令和7年7月）
- イ 施設所管課は提示された方針（素案）、1次・2次評価結果、施設の現状、今後の想定等を考慮し、施設ごとの継続、更新、複合化、廃止等の今後の方針（素案）を作成する。（令和7年7～8月）
- ウ 施設所管課が作成した方針（素案）について、公共施設管理室が内容を確認し、必要に応じてヒアリングを行い修正を加え、方針（案）として取りまとめる。（令和7年9～12月）
- エ 最終的な実施方針は、住民説明などを行ったうえで、令和8年9月を目途に総合的に決定する。

（評価例1） 長期で複合化または更新を検討する場合 （※両案併記）

施設	方針			理由等
	短期 (～R13) (-2031)	中期 (R14～R18) (2032～2036)	長期 (R19～R28) (2037～2046)	
A	維持	維持	複合化 更新	築後～年をメドに建物を維持しつつ、長期で更新する時期には施設の複合化または更新を検討する。

(評価例 2) 短期で廃止を検討する場合

施設	方針			理由等
	短期 (～R13) (-2031)	中期 (R14～R18) (2032-2036)	長期 (R19～R28) (2037-2046)	
B	廃止	—	—	施設の老朽化に加えて、利用が非常に少なく、また市で必ず保有しなければいけない施設ではないことから、更新は困難な状況である。

(評価例 3)

中期 (R14～R18) に、施設 C と施設 D を複合化し、C を大規模改修して使用し、D は廃止する場合

施設	方針			理由等
	短期 (～R13) (-2031)	中期 (R14～R18) (2032-2036)	長期 (R19～R28) (2037-2046)	
C	維持	複合化(受入) 大規模改修等	維持	中期に、施設Dとの複合化を検討する。 複合化後は計画的な保全により長寿命化を図るとともに、持続的かつ効率的な施設運営とサービスの提供に努める。
D	維持	複合化(転出) 廃止	—	施設が建築後～年を迎える中期をメドに、施設Cとの複合化を検討する。

<方針の表>

方針	説明
維持	今後も必要な修繕等を行い継続的に使用する場合
更新	老朽化に伴い機能低下した施設を更新し、継続的に使用する場合
大規模改修等	老朽化に伴い機能低下した施設を改修し、長寿命化を図る場合
集約・複合化	施設の集約・複合化を行う場合
集約	同じ機能を持つ施設を1つにまとめ、効率や利便性を向上させる場合
集約(転出)	上記集約のうち、集約により転出する施設
集約(受入)	上記集約のうち、集約により受入する施設
複合化	異なる機能を持つ施設を統合し、現在のニーズに合った規模に最適化する場合
複合化(転出)	上記複合化のうち、複合化により転出する施設
複合化(受入)	上記複合化のうち、複合化により受入する施設
廃止	機能を廃止し、施設は資産として最適な処分(売却・譲渡・貸付・除却等)を行う場合
施設のあり方検討	引き続きあり方を検討する場合
—	廃止後、施設が存在しない場合